

気象に関する警報発令時の措置規定

1. 午前7時現在和歌山県紀北地域（かつらぎ町）に「**暴風警報**」・「**大雨警報**」・「**洪水警報**」のいずれかが発令されているときは、**登校しない**こと。
また、在住地域および通学経路においても、上記警報が発令された場合は同様とする。事情により登校する場合は十分に注意を払うこと。
2. 登校後に上記警報が発令されたときは、状況判断のうえ指示する。
3. 午前10時現在もひきつづき「**暴風警報**」・「**大雨警報**」・「**洪水警報**」のいずれかが発令されているときは、**臨時休業**とする。
4. 午前10時までに解除されたときは、その日の授業の用意をして登校すること。（解除から1時間30分遅らせて始業する）
但し、道路状況や交通機関が不通の場合、また、自分の家が被害を受けたことなどにより登校できないとき、あるいは危険と判断される場合は、各家庭の判断で登校しないようにする。この場合はなるべく早く保護者の「届」を提出すること。
5. 上記以外に、学校から特別な連絡を緊急にする場合は、和歌山放送に依頼する。
6. 県教育委員会から放送等を通じて指示された場合は、上記にかかわらずその指示に従う。

〔補足〕 定期考査期間中の場合

- ① 午前10時現在もひきつづき上記の警報が発令されているときは、臨時休業とし、当日の考査は最終日以降に実施する。
- ② 午前10時まで解除された場合は、当日の考査を下記の時間帯で実施する。

SHR諸連絡	13:00～13:10
1限目の考査	13:10～14:00
2限目の考査	14:10～15:00
3限目の考査	15:10～16:00

※ 警報発令時は、上記によりますので、ご家庭で確認してください。

なお、学校から生徒および保護者のみなさまへ急ぎの連絡がある場合は、令和2年度より、主に「マチコミメール」ならびに「ホームページ」を用いて行います。